

産業用電池機器の 広域処理マニュアル



株式会社GSユアサ
株式会社GSユアサ エナジー
日立化成株式会社
日立バッテリー販売サービス株式会社
古河電池株式会社

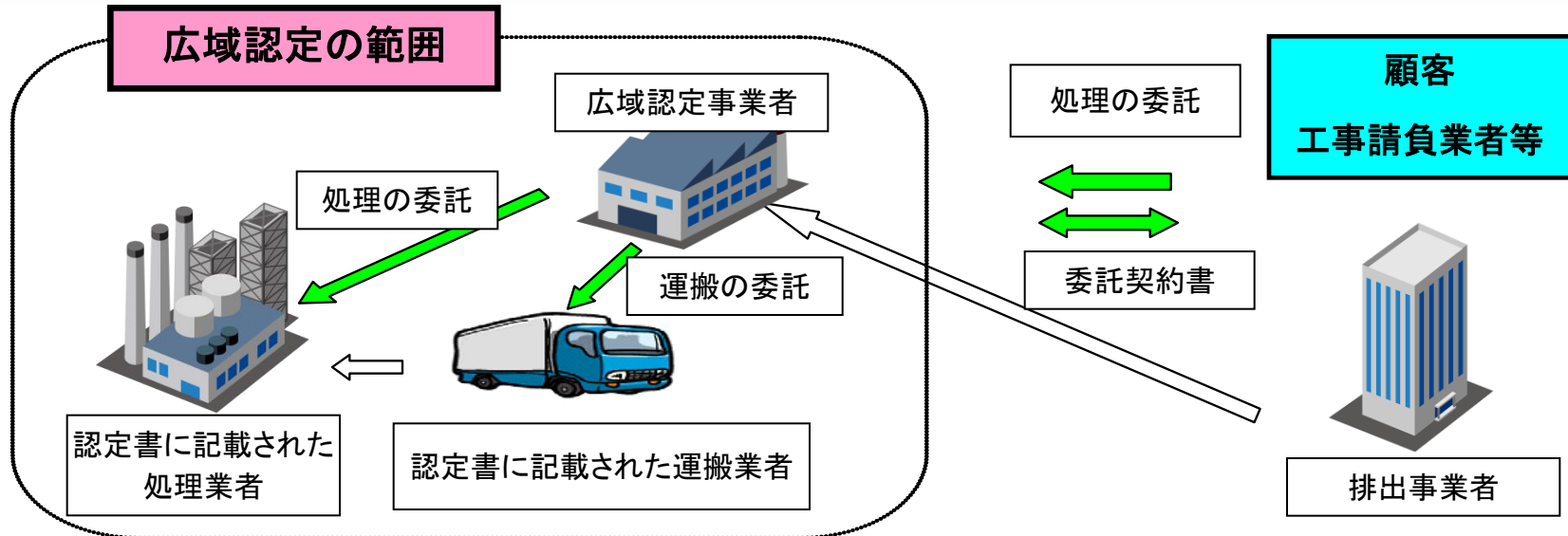
1. 使用済み電池の処理方法の現状

方法	法令根拠	排出事業者	許可書等	問題点等
下取り	環境省 環産廃 第13032910 号	電池 メーカー	なし	商慣習として新しい製品を販売する際、同種の製品で使用済みのものを無償で引取る下取り行為は産廃収運許可は不要であるが、顧客から処理費をもらえない 処理費を顧客からもらって処理するのは法違反となる
廃棄物	廃掃法	工事業者等	産廃収運処分業 (各自治体許可)	鉛が高騰している中で処理依頼されることは少なくなり、有価で売却されてしまう
広域処理	廃掃法	工事業者等	広域認定書 (全国・大臣許可)	自社製品しか引き取れないため、回収量が増えない

2. 各種使用済み電池のリサイクルの状況

自動車用電池	04年10月 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)を設立 12年 7月 新自主スキーム スタート⇒国内電池4社及び電池輸入業者3社が参加 電池各社はSBRAの登録を各排出拠点にPR活動中
産業用電池 (据置用、電動車用、サイクルサービス用他、小形制御弁式鉛電池)	08年 1月 電池メーカー4社はそれぞれ広域認定を取得⇒広域処理スタート 13年 1月 広域処理量が増加しないのは他社品が処理出来ず、競争性をゆがめているとの認識で各社一致し、広域を連名とし、個別運用出来るよう広域認定を再度取得する活動を開始した⇒14年2月認可された
小形制御弁式鉛蓄電池	01年 JBRCを設立、65Ah以下取扱対象電池はヘッドホーンステレオ、ハンディクリーナー、コードレスホーン、ビデオカメラ用に限定(資源有効利用促進法) 対象外の小形制御弁式鉛電池は各社の広域処理で対応

3. 広域認定の概要



- ① 広域認定制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に規定され、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特別制度である
- ② 対象電池等
 - ・密閉形鉛蓄電池・開放形鉛蓄電池、開放形アルカリ蓄電池・密閉形アルカリ蓄電池、電源装置及びそれらの付属品が産業廃棄物となったもの
- ③ 他社品の取扱い
 - 電池メーカー連名で広域認定を取得し、運用は個別とするので、他社品処理も可能
- ④ 顧客に処理費を請求出来る
 - ・環境負荷低減に貢献する
 - ・資源(再生鉛)の有効利用が図れる

廃電池処理のパターン

No.	パターン	排出事業者	広域処理契約	収集要領	使用伝票
1	電池交換工事 (元請の場合)	広域認定会社 (工事業者に該当)	広域認定会社と処理 業者で契約	広域認定 運搬業者	管理票交付
2	電池交換工事 (下請の場合)	元請業者	元請業者と 広域認定会社で 契約	広域認定 運搬業者	管理票交付
3	使用済み電池・ 付属品 使用済み電源 装置等	顧客	顧客と広域認定会社 で契約	広域認定 運搬業者	管理票交付
4	使用済み 小形制御弁式 鉛電池	顧客・工事業者等	顧客・工事業者等と 広域認定会社で 契約	佐川急便 限定	佐川急便広域指定 伝票

4. 各パターン運用要領

1) 産業用電池の対応

① 排出事業者と広域契約を締結する

定期的に排出が見込まれる場合は基本契約
スポットでの処理の場合は都度契約

② 処理依頼と処理ルート

各社システムによる依頼→広域認定会社→引き取り→処分業者→処理報告

③ 処理証明

管理票を添付

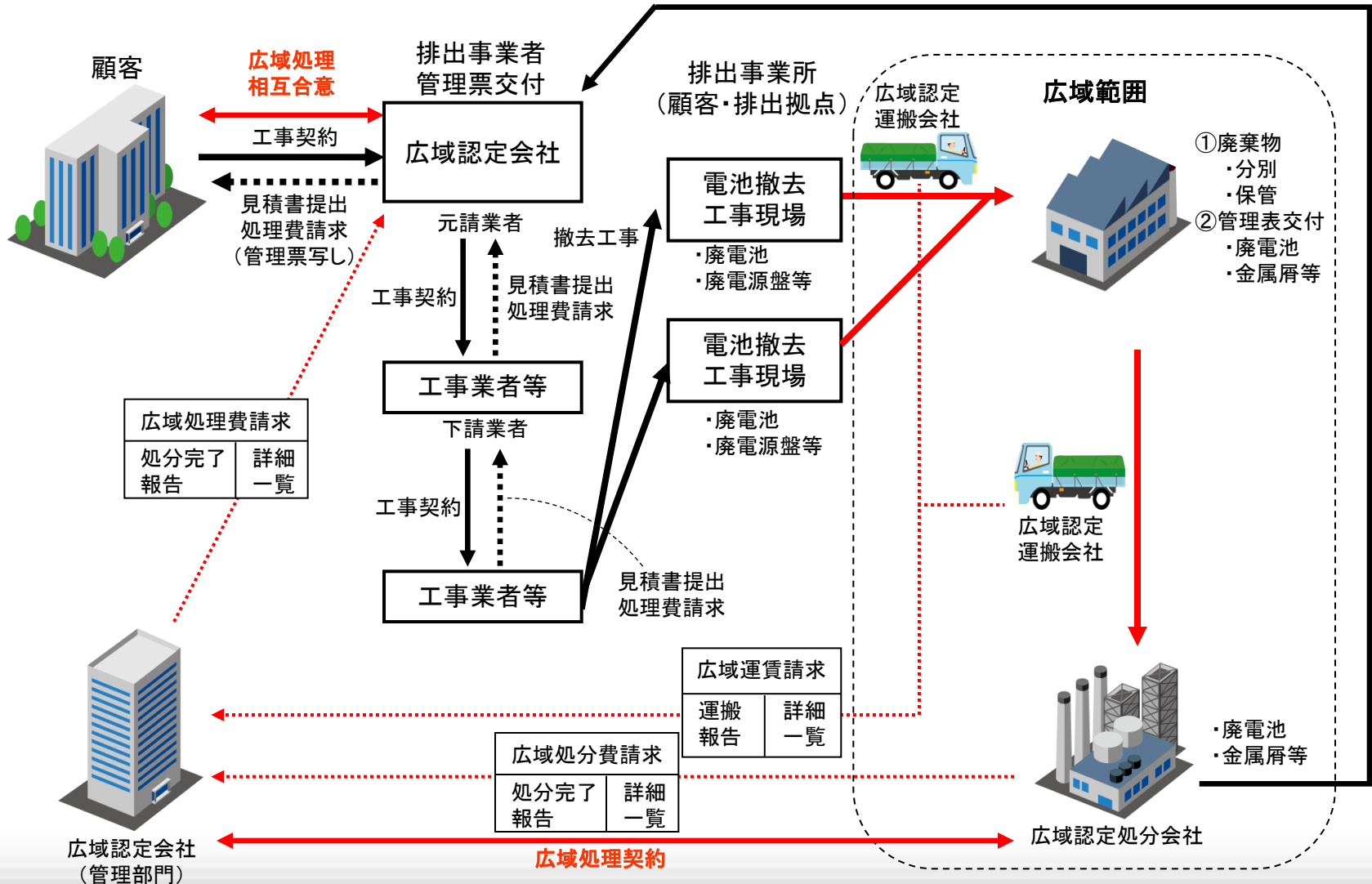
④ 処理費

各社のシステムによる

産業用電池広域認定処理フロー パターン1

電池交換工事【元請の場合】

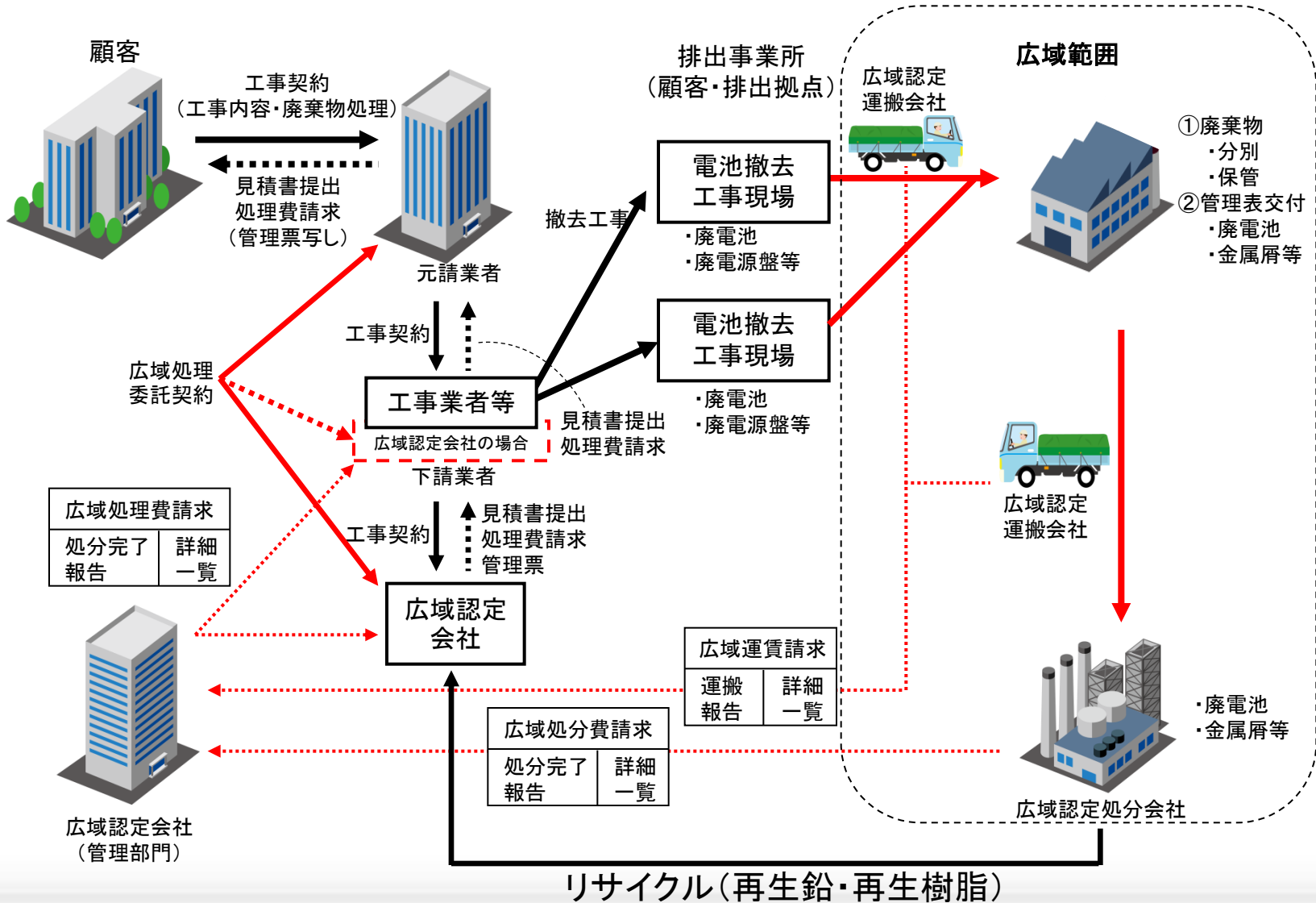
廃掃法第21条の3第1項に規定する建設工事に該当しない場合とする



産業用電池広域認定処理フロー パターン2

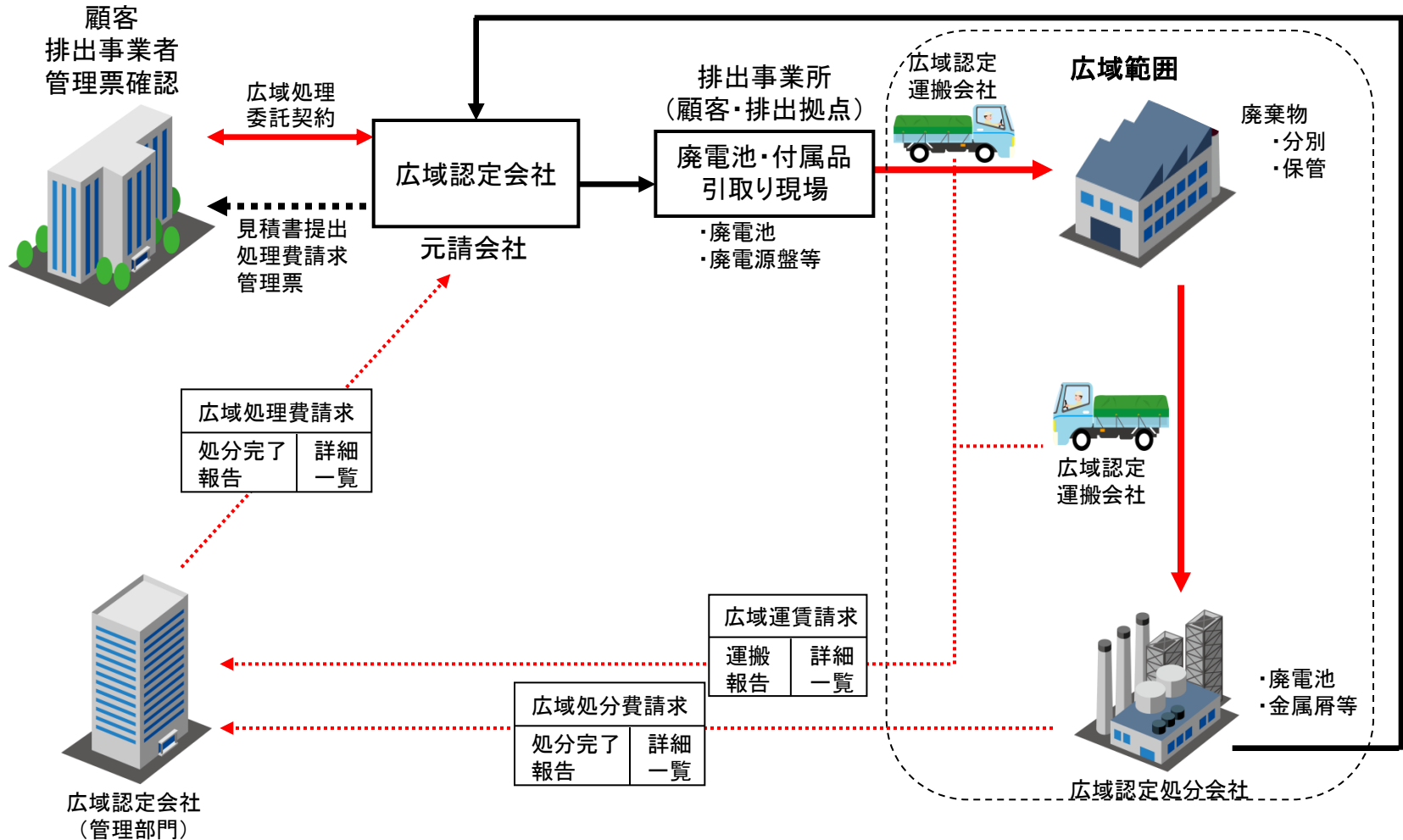
電池交換工事【下請の場合】

廃掃法第21条の3第1項に規定する建設工事に該当しない場合とする



産業用電池広域認定処理フロー パターン3

【廃電池・付属品、使用済み電源装置等】



リサイクル(再生鉛・再生樹脂)

2) 小形制御弁式鉛蓄電池の対応

・小口少量の場合は佐川急便を利用する。

①排出事業者と広域契約を締結する。

定期的に排出が見込まれる場合は基本契約
スポットでの処理の場合は都度契約

②処理依頼

広域認定会社窓口→佐川急便→引取り→積替保管→処分会社→処理報告

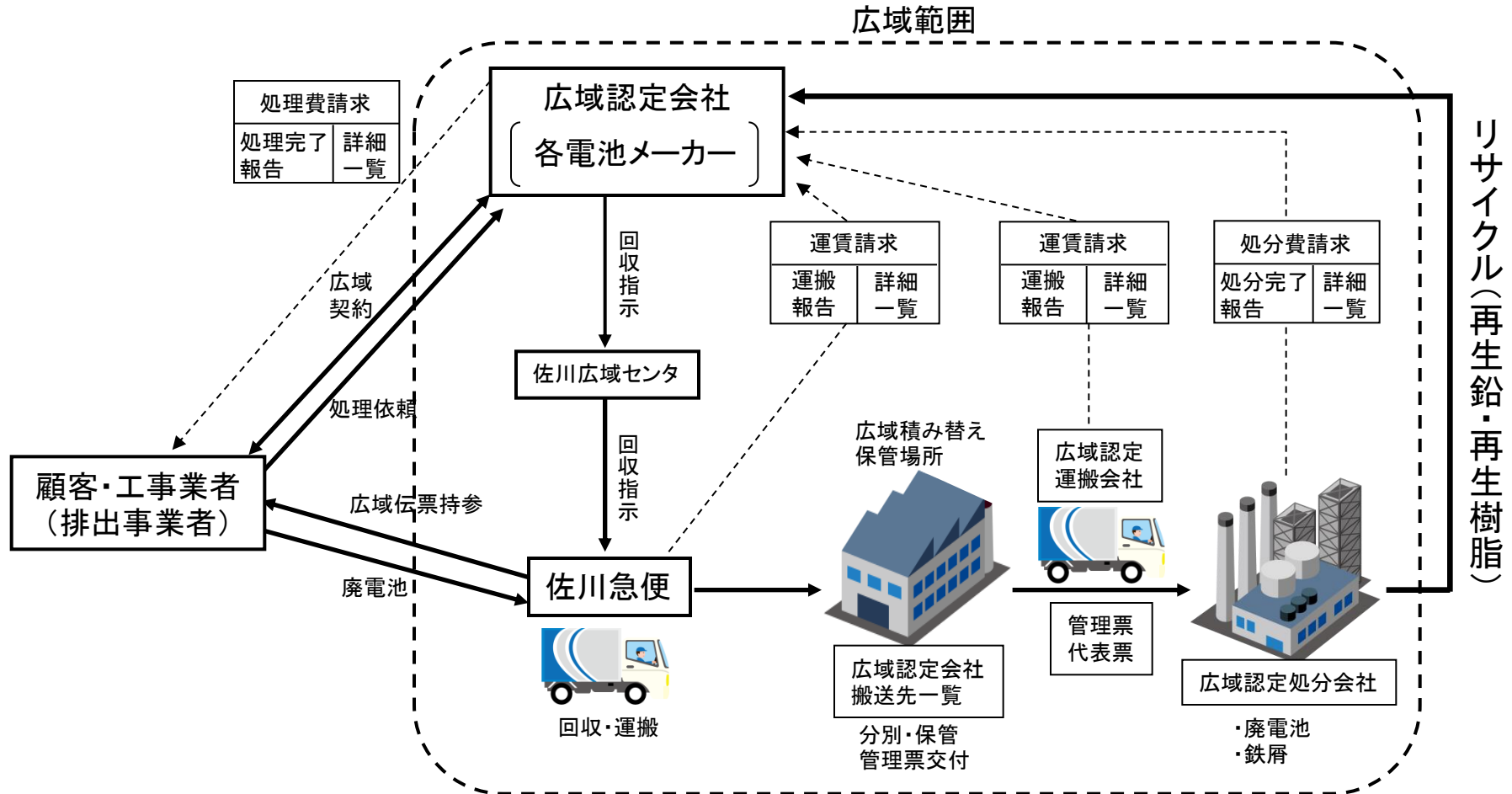
③梱包要領 ダンボール等に梱包

④処理伝票 各社のシステムによる

⑤処理費 各社のシステムによる

⑥見積要領 各社のシステムによる

小形制御弁式鉛蓄電池広域処理フロー パターン4 (佐川急便による一例)



- ①使用済み品はダンボール等に梱包し、佐川急便を利用して積み替え保管場所まで運搬する。
- ②佐川急便は広域指定伝票を使用し、積み替え保管場所へ運搬して完了する。
- ③工事業者を排出事業者とし、排出拠点は積み替え保管場所で管理票を交付する。
- ④毎月指定日〆切とする。

リサイクル(再生鉛・再生樹脂)

排出事業者について

1) 排出事業者の特定

① 建設工事の場合

建設廃棄物を発注者から直接注文を受けた建設事業者(元請業者)を排出事業者という
根拠 廃掃法第21条の3第1項

② 建設工事以外の場合

- ・廃棄物を排出時の所有者
- ・メンテナンス等の事業活動に伴い発生した廃棄物の所有者
- ・使用済み品を商慣習として無償下取りした製造事業者又は販売事業者

2) 電池交換工事について

① 建設工事による建設廃棄物には該当しない

② 広域認定会社が元請の場合、広域認定会社が排出事業者となり適正に処理する

③ 広域認定会社が元請以外の場合、元請が排出事業者となり適正に処理する

3) 電池交換工事がない場合

① 顧客と受注した広域認定会社が広域委託契約を締結し排出事業者となり適正に処理する

法令等

排出事業者の主な責任について

- ①事業者はその事業活動に伴い、生じた廃棄物を自らの責任に於いて適正に処理しなければならない(法第3条)
- ②事業者が処理を委託する場合、各自治体の許可を取得した者と書面で委託契約すること
- ③管理票の交付 但し広域処理の場合不要であるが、従来通り官製マニフェストを交付とする
- ④多量排出事業者(特別管理産業廃棄物 50t/年)は各都道府県知事に対し、処理計画及び実施状況を提出すること
- ⑤特別管理産業廃棄物(使用済み電池は pH2 以下の硫酸を含む)を排出する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない

特別管理産業廃棄物管理責任者

- ①資格が必要(次ページ参照)
- ②各自治体により選任のみで可、但し自治体への届けが必要な場合もあり
- ③電池交換工事等で使用済み品を即引き取りする場合等でも設置が必要である

特別管理産業廃棄物管理責任者資格要件(詳細)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校・旧制中学		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト			理学、薬学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし) 注1)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 注2)			

- ・電池の交換や保管等のバッテリーに係わる取扱い経験が10年以上なら可
(学歴要件なしに該当) 注1)
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会受講者 注2)
- ・緩和措置(自動車整備士等の有資格者)
- ・管理責任者の役割
特管物の排出状況の把握、処理計画の立案、適正な処理の確保

使用済み電池の保管及び引き渡し時の注意事項

環境省技術指針

保管要領

- ①保管場所は原則として屋内に設け、床面を不浸透性の材料で覆う
- ②止むを得ず屋外で保管する場合はシートを掛けること
- ③廃棄物保管時は他の廃棄物と区分しておくこと
- ④電池の端子の接触による短絡(ショート)等の事故を防止する為、絶縁措置を講ずること
- ⑤保管は平積みを原則とし、転倒・落下しないよう整然と並べること

引渡し時

- ①使用済み電池は充電状態にあることを念頭におくこと
- ②蓄電池の端子が金属と接触防止の為、絶縁テープ等を用いること
- ③液漏れが発生した場合を考え、石灰等の中和剤を準備しておくこと
- ④液口栓の締め付けを確認すること

輸送時

- ①使用済み電池の転倒、落下を避ける為平積みを原則とする
- ②パレットやパレティナーは大荷重に耐えうる丈夫な物を使用すること